

# 資産活用・扶養義務 について

1

愛知県福祉局福祉部地域福祉課  
生活保護グループ 永坂

# 1 生活保護制度の基本原則

2

国家責任による最低生活保障の原理(1条)

保護請求権無差別平等の原理(2条)

健康で文化的な最低生活保障の原理(3条)

保護の補足性の原理(4条)

資産・能力等の活用

親族扶養優先

他法・他施策優先

急迫事由による保護の緊急実施

費用返還義務(63条)

# (生活保護法第4条)

3

- ① 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力  
その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために  
活用することを要件として行われる。
- 資産：現金・預貯金・年金等の金銭、土地・家屋等の不動産、貴金属等の  
動産、売掛金等の債権や著作権・商標権等の無体財産権など。  
「利用し得る」ものでなくてはならない。
  - 能力：本人の稼働能力など。
  - その他あらゆるもの：現時点では「利用し得る資産」となっていないが、  
本人が一定の手続をとることにより、資産となしうるもの。  
社会保険給付請求権、相続権など。
  - 活用：最低生活維持のために積極的に役立てること。

# (生活保護法第4条)

4

- ② 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 扶養義務者(民法第877条)
    - ① 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
    - ② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
    - ③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。
- ③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

# 2 資産の活用

## (1) 資産の活用

5

### ① 資産の種類 【局長通知第3-1～4】

### ② 資産の保有容認 【次官通知第3-1～5】

- 原則:売却して最低限度の生活の維持のために活用させる。
- 例外(保有が認められる場合)
  - ① 現実に最低生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持等に実効があがっていると認められるもの
  - ② 現在活用されてはいないが、近い将来活用されることがほぼ確実で、処分するよりも保有する方が生活維持に実効があがると認められるもの
  - ③ 処分することができないか、著しく困難なもの
  - ④ 売却代金よりも売却費用の方が高いもの
  - ⑤ 社会通念上処分させることを適当としないもの

# 2 資産の活用

## (2) 資産の申告

6

- 要保護者からの資産に関する申告  
⇒資産の有無、程度、内訳等について書面で提出

【課長通知 問第3-13】

現金、預金、動産、不動産等は、少なくとも12か月ごとに申告を行わせる

## 2 資産の活用

### (3) 資産の活用方法

7

#### ① 宅地・家屋【局長通知第3-1~2】

- ・居住の用に供されているものは保有が認められる。  
※処分価値が利用価値に比して著しく大きい場合は×

- ・【課長通知 問第3-15】〔ケース診断会議等の検討に付する目安〕
- ・【課長通知 問第3-16】〔ケース診断会議等での検討内容〕

「要保護世帯向け長期生活支援資金」の利用可能な者は、当該貸付金の利用によってこれを活用。

## 2 資産の活用

### (3) 資産の活用方法

8

#### ② 自動車

原則保有は認められない。

⇒ただし、以下の場合については保有を容認される。

- 通勤用の自動車で、一定の条件を満たすもの。

【課長通知 問第3-9】

- 障害(児)者が通院等のために必要とする場合で、一定の条件を満たすもの。【課長通知 問第3-12-1】
- 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が、通院等のために必要とする場合で、一定の条件を満たすもの。

【課長通知 問第3-12-2】

## 2 資産の活用

### (3) 資産の活用方法

9

#### ③ 預貯金

保護開始時に保有する金銭のうち、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、保護の程度の決定に当たり配慮される。

(最低生活費(医療扶助・介護扶助は除く)の5割までは手持金の保有容認)

【課長通知 問第10-10-2】

受給中に保護費のやり繰りで生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合は、保有を容認。

【課長通知 問第3-18】

- 入院患者、介護施設入所者及び社会福祉施設入所者の加算等の取扱指針(昭和58年3月31日付け社保第51号)

## 2 資産の活用

### (3) 資産の活用方法

10

#### ④ 保険の解約返戻金

資産として活用を求めるのが原則

⇒ ただし、保険料額が最低生活費(医療扶助を除く)の1割程度以下、

解約返戻金が最低生活費(同)の概ね3か月程度以下を目安として、

解約せずに保護適用することは認められる。

(保険金又は解約返戻金を受領した場合には収入認定又は返還)

# 3 扶養義務

## (1) 扶養とは

11

自分の資産・労力で生活することができない者に、  
経済的な援助を与える制度。

扶 養

公的扶養

私的扶養

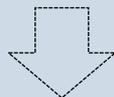
# 3 扶養義務

## (2) 民法上の規定

12

### 扶養義務者(民法第877条)

- ① 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。
- ② 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。
- ③ 前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。



- ① 直系血族及び兄弟姉妹【絶対的扶養義務者】
- ② 3親等内の親族【相対的扶養義務者】のうち扶養義務を課せられた者  
(家庭裁判所の審判)

# 3 扶養義務

## (3) 生活保護法の運用

13

扶養義務者に扶養能力があっても、現に扶養が行われていなければ(扶養する意思がなければ)、生活保護を受給できる。

⇒扶養を受けることは、生活保護の要件ではない。

ただし、扶養能力がある扶養義務者がその義務を履行しない場合、保護の実施機関は、支弁した費用の全部又は一部をその者から徴収することができる(法77条1項)。

# 3 扶養義務

## (4) 扶養能力調査

### ア 扶養能力調査対象者

重点的扶養能力調査対象者

		絶対的扶養義務者	相対的扶養義務者
生活保持義務関係	夫婦	未成熟の子(中学3年以下)に対する親(※)	
生活扶助義務関係		親子(※を除く) 扶養の可能性が期待される者	3親等内の親族のうち扶養義務を課された者
		親子以外の直系血族 兄弟姉妹 特別な事情 + 扶養能力があると推測される者	

# 3 扶養義務

## (4) 扶養能力調査

15

### イ 扶養義務者の存否の把握

- 要保護者の申告
- 必要に応じて戸籍謄本等により確認 【局長通知第5-1-(7)】

### ウ 扶養の可能性調査

- 金銭的な扶養の可能性及び精神的な支援の可能性も確認する
- 可能性の調査は、要保護者等からの聞き取りなどにより実施  
⇒ 要保護者が扶養照会を拒んでいる場合は、その理由について丁寧な聞き取り、照会対象となる扶養義務者が「扶養義務履行が期待できない者」に該当するか否かという観点から検討する
- 可能性調査における判断基準・・・【課長通知 問第5-2】  
生活保護問答集(問5-1)

# 3 扶養義務

## (4) 扶養能力調査

16

### ウ 扶養の可能性調査

- 可能性調査における判断基準・・・【課長通知 問第5-2】

- ① 被保護者、社会福祉施設入所者、これらに準ずる者(※1)

(※1)生活保護問答集(問5-1)

長期入院患者、主たる生計維持者でない非稼働者、未成年者、70歳以上の高齢者など

- ② 要保護者の生活歴等から特別事情があり明らかに扶養できない者(※2)

(※2)生活保護問答集(問5-1)

当該扶養義務者に借金を重ねている者、相続を巡り対立している者、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合など

⇒10年程度の期間、音信不通であるなど交流の断絶がある場合は著しい関係不良

- ①及び②で扶養が期待できない場合

(1)生活保持義務関係にある者・・・関係機関への調査のみ実施

(2)生活保持義務関係にない者・・・扶養照会は不要

# 3 扶養義務

## (4) 扶養能力調査

17

### ウ 扶養の可能性調査

- 可能性調査における判断基準・・・【課長通知 問第5-2】

③夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者

③で扶養が期待できない場合

(1)生活保持義務関係にある者・・・関係機関への調査のみ実施

(2)生活保持義務関係にない者・・・扶養照会は不要

# 3 扶養義務

## (4) 扶養能力調査

### エ 調査方法

		扶養義務の履行が期待できる場合		扶養義務の履行が期待できない場合
			直接照会することが真に適当でないと認められる場合	
重点的扶養能力調査対象者	生活保持義務関係	扶養義務者に照会 管内居住の場合：実地 管外居住の場合：書面 ※相当の扶養能力があると認められる場合はできれば実地	関係機関にのみ照会	関係機関にのみ照会
	その他			扶養照会不要
その他の扶養義務者		扶養義務者に照会 原則として書面（電話等でも可）	扶養照会不要	扶養照会不要